

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は利根郡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しましては、政府より公表された成長戦略実行計画に「2026年度末までに約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化を図る」ことが盛り込まれており、全国銀行協会では2027年度初めから電子交換所における手形・小切手の交換廃止を決定いたしました。

こうした環境を踏まえ、当金庫では新たに下記の対応を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：令和 8 年 9 月 30 日（水）

- ※ 1. 期限以降に振り出された手形・小切手は、当座勘定からお支払いができません。
- ※ 2. お客さま自身が使用する、現金支払、振替、振込等は振出期限にかかわらず使用できます。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付終了 受付終了日：令和 8 年 9 月 30 日（水）

- ※ 1. 支払場所を当金庫以外とする手形等の預金入金を上記の期日で終了します。
- ※ 2. 令和 8 年 9 月 30 日以前に振り出しされかつ令和 9 年 3 月 31 日までを期日とする手形は取立可能です。

3. 当金庫を支払地とする手形・小切手の入金および代金取立の受付終了 受付終了日：令和 9 年 3 月 31 日（水）

- ※ 支払場所を当金庫とする手形等の預金入金および代金取立の受付を上記の期日で終了します。

4. 令和 9 年 4 月以降を期日とする手形の割引の新規取扱終了について

令和 9 年 4 月以降を期日とする紙媒体の手形につき、手形割引の新規取扱を終了します。

- ※ 令和 8 年 9 月 30 日以前に振り出しされかつ令和 9 年 3 月 31 日までを期日とする手形は割引可能です。

5. 実施（公表）済みの取り組み

実施している対応内容	実施時期
払戻請求書による当座預金からの支払	令和7年4月1日
当座預金の新規口座開設の停止	令和7年10月1日
令和9年4月以降を期日とする期日管理が必要な手形等の取立受付停止	
手形・小切手帳の新規発行受付終了	令和8年3月31日

6. 電子的な決済方法への移行推奨について

当金庫では、手形・小切手に代わる決済サービスとして、「電子記録債権（でんさい及びでんさいライト）」や「法人インターネットバンキング」をご用意しております。手形・小切手の代替手段として電子的決済手段への移行をご検討いただけますようお願い申し上げます。

以上